

特別支援学校の整備に関する意見書（案）

全国における特別支援学校の児童及び生徒は、平成27年度までの10年間で、約36,000人増加した。しかし、この増加に対応して特別支援学校の整備が十分に行われていないため、80学級もの大規模校が生じ、普通教室だけでも不足数が約3,600室にも上る。そのため、1つの教室をカーテン等で仕切り、2学級で使用するなど、教育環境の悪化を招いている。

都内においても、教室不足は深刻であり、429室を特別教室等の転用により、また、254室を普通教室等の間仕切りにより確保している状況である。各自治体は教室不足の解消に努力しているが、障害児等の入学希望者の増加に追いついていないのが実情であり、一層の対策が急務である。

また、平成27年度の文部科学省の公立学校施設実態調査報告によると、特別支援学校の施設の必要面積と比較した実際の保有面積は3分の2以下であり、保有面積が必要面積を上回る小・中学校との差は歴然である。

こうした特別支援学校の大規模校化、教室不足及び保有面積不足が生じる原因の一つに、小・中・高等学校等では、学校設置基準により児童及び生徒数に応じた校舎や校庭等の面積の最低基準が定められているのに対し、特別支援学校では、設置基準及び設備編制について、別に定めるとされながらも、いまだに策定されていない点が挙げられる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 特別支援学校について、教育活動を行うために必要な校舎、運動場等の面積や備えるべき施設、設備等の設置基準を策定すること。
- 2 特別支援学校の整備への国庫補助を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。